

(別記 7)

種ばれいしょ生産の省力技術確立事業

第 1 事業の内容

本事業は、種ばれいしょ生産の省力化、種ばれいしょの廃棄・転用率の低減及び作業負担の軽減（以下「種ばれいしょ生産の省力化等」という）につながる技術の実証等に必要な経費を補助するものとする。

第 2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) 民間事業者

(5) 実需者、農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすもの

ア 実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とする。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 事業実施主体は実施要領第 3 に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする。

受益農業従事者が 5 名以上であること。

3 実施要領第 5 の 1 の (4) において定めるチェックシートについては、1 の (3) は別記様式第 10 号ー 1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第 10 号ー 4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第 3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、種ばれいしょとする。

2 成果目標

次に掲げる目標のいずれか1つを設定。

- ・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1カ所以上に導入
- ・種ばれいしょ生産の10a当たりの労働時間を3.0%以上削減

ただし、実証する技術等がばれいしょにも適用可能な場合には、ばれいしょを対象として地域に導入することができるものとする。

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

- 1 補助対象経費は、種ばれいしょ生産の省力化等に向けた新たな技術の実証等に要する次の経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できるものを補助する。

なお、本取組の実施に当たっては、(1)の検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者から意見を聴取し実施するものとする。

- (1) 種ばれいしょ生産省力化等に向けた検討会の開催等に係る経費
- (2) 種ばれいしょ生産省力化等につながる技術等のマニュアルの作成に係る経費
- (3) 実証ほの設置・運用経費、栽培実証に要する種子代、肥料や農薬等の生産資材費、栽培管理費、調査費、栽培技術指導、作業機械の借上げに要する経費

なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

- (4) 種ばれいしょや収穫物等の品質評価、成分分析、モニタリング調査等及びこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費

- 2 補助率は10/10以内とする。

- 3 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分に追加の経費が必要な場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させ有償での配布等をできるものとする。なお、この場合、1の(3)に係る経費のうち生産資材費については、実証目的とは直接関係ない一般的な栽培に要する資材に係るものの補助率を1/2とする。

- 4 本取組は、指定種苗として合格した種ばれいしょを用いた取組であることとする。

- 5 実施要領第6の3に関して、本事業については、技術実証等に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、当該技術の導入による省力化の効果について要因の分析を行った資料を作成し、事業実施状況報告書に添付するものとする。なお、期待される省力化効果が表れなかった場合には、その要因について分析を行うものとする。
- 3 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、種ばれいしょ生産の省力化等に向けた取組を継続することとする。
- 4 国及び都道府県が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。